

江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、平成28年11月25日午後1時30分より市民文化会館2階特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

出席委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 古田みちよ | 2 杉本俊人 |
| 3 齊木勝次 | 4 丹羽昭彦 |
| 5 藤岡和俊 | 6 野呂浩伸 |
| 7 大脇敏彦 | 8 中西孝明 |
| 9 宮地友治 | 10 伊藤十代司 |
| 11 小沢捨雄 | 13 鶴見道秋 |
| 14 稲山久男 | 15 永井弘海 |
| 16 鈴木 孝 | 17 掛布吉根 |
| 18 沢田正隆 | 19 岩井孝之 |

開 会 午後1時30分

会長（古田みちよ）議長席に着き、出席者18名を確認し会議の成立を告げる本日の議事録署名者に4番丹羽委員、19番岩井委員を指名し議事に入る。

議 長（会長） あいさつ。

それでは、只今より、農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は18名です。これにより在任委員の過半数の出席を満たしております。従いまして本会議は成立いたします。

日程第1、本日の議事録署名者は、4番丹羽委員、19番岩井委員にお願いします。

続きまして、日程第2、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

2ページをお願いします。受付番号15番から3ページ19番までの5件の申請です。

転用計画につきましては、15番は自己用住宅の建築、16番・17番は共同住宅の建築、18番は自家用駐車場として利用するもの、3ページ19番は太陽光発電設備の設置申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、5件すべてが街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域であるので第3種農地と判断されます。

なお、受付番号18番は駐車場として、無断転用しており、始末書が添付された申請書となっております。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。許可できると判断されます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

それでは、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請書許可決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第3、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをお願いします。受付番号123番から7ページ130番までの8件の申請です。

受付番号123番・124番は分家住宅の建築、受付番号125番・126番は専用住宅の建築、6ページ受付番号127番は店舗及び駐車場の設置、7ページ受付番号128番は車両置場の設置、受付番号129番は資材置場の設置、受付番号130番は駐車場設置の申請です。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、5ページ受付番号124番から126番、7ページ128番から130番は、街区に占める宅地の割合が40%以上であるので第3種農地と判断されます。残りの申請につきましては、第2種農地と判断されます。

なお、受付番号128番は駐車場として、130番は宅地として、無断転用しており、始末書が添付された申請書となっております。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号123番につきましては、申請者は、現在妻と子供2人の4人で住所地である名古屋市西区の賃貸住宅に住んでおります。家族が増えたことで現在の住居では狭隘なため、分家住宅の建築を計画したものです。

土地の選定にあたりましては、申請者夫婦には所有する土地はなく、本家は既に2世帯が住んでいるため同居はできません。そのため、本家の所有地及びその他近隣の土地で、分家住宅に適した土地を探した結果、今回申請する土地を本家である父より借り受けて分家住宅の建築を計画しました。申請地は本家と道路を挟んだ向かいにあるため、休日を利用して畑の手伝いができます。また、南側及び西側が道路に面しているため、周辺農地への営農支障も少なく、申請者にとっても住み慣れた環境であり、生活環境及び立地条件が整った最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号127番につきましては、申請者は、現在東京都豊島区に本社を構え、コンビニエンスストアを国内に約18,000店舗展開しています。更なる事業展開に伴い、店舗の建築と駐車場の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は店舗建築するための土地で、地積及び立地条件等を検討した結果、今回申請する土地を借り受けてコンビニエンスストアの建築を計画しました。申請地は、既存集落や企業が近くにあり、周辺人口が多く、幹線道路に面し近隣に競合店もなく、集客が見込める利便施設として最適地でございます。他に代替する土地はなく、こ

の土地しか在りません。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。許可できると判断されます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第43号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第4、議案第44号「江南市農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

9ページをお願いします。農用区域内の農地転用希望申出一覧表No.1整理番号1番からNo.2の10番までの申出です。

整理番号1番から5番までは分家住宅の建築、整理番号6番は店舗の建築、次ページNo.2の整理番号7番は資材置場の設置、整理番号8番は駐車場兼資材置場の設置、整理番号9番は駐車場の設置、整理番号10番は太陽光発電設備の設置でございます。

整理番号1、申出者は飛高町の■■■■さま。変更する土地は慈光堂町の畑739㎡の内314㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在夫と子供の3人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長と家財道具が増えたことで現在の住居では狭隘なため、本家に近く生活環境の整った申出地を母より譲り受け、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号2、申出者は丹羽郡扶桑町の■■■■さま。変更する土地は山王町の畑305㎡、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在申出者2人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、

家財道具が増え、現在の住居では狭隘なため、本家に近く住環境の良い申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号 3、申出者は木賀町の■■■■さま。変更する土地は松竹町の畑 2 5 4 m²、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在妻と子供の 3 人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、妻の両親と同居の検討をしていることと、子供の成長に伴って現在の住居では狭隘なため、実家に近く生活環境の整った申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号 4、申出者は一宮市の■■■■さま。変更する土地は東野町の畑 3 0 7 m²の内 1 7 8 m²、1 9 1 m²の内 7 1 m²の 2 筆合計 2 4 9 m²、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在夫と子供の 3 人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い、現在の住居では狭隘なため、住環境の良い申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号 5、申出者は一宮市の■■■■さま。変更する土地は村久野町の畑 3 3 7 m²、変更の目的は分家住宅の建築です。

申出事由は、現在妻と子供の 3 人で住所地の賃貸住宅に居住していますが、子供の誕生に伴い、現在の住居では狭隘な為、実家と勤務地に近く、生活環境の整った申出地を本家である祖父より借り受けて、分家住宅の建築を計画しました。

整理番号 6、申出者は一宮市の有限会社■■■■ 代表取締役 ■■■■さま。変更する土地は松竹町の畑 2 8 2 m²、変更の目的は店舗の建築です。

申出事由は、現在住所地に本社を置き、ミシンの販売修理業を営んでいます。さらなる事業展開として家庭用ミシンの販売に注力したいと考えていることから、近隣に同業店がなく、既存集落が近くにあり、大通りに面している申出地を新たに取得して、店舗の建築を計画しました。

整理番号 7、申出者は安良町の■■■■株式会社 代表取締役 ■■■■さま。変更する土地は今市場町の田 5 1 6 m²、変更の目的は資材置場の設置です。

申出事由は、現在住所地に本社を置き、総合金型メーカーを営んでいます。同社の主要製品である「■■■■」等を製造するために電鑄槽で利用する「ハンガー」と呼ばれる資材量の増加により、資材置場の不足が生じた為、工場の近接地で効率的に利用することができ、管理もしやすい申出地を新たに借り受け、資材置場の設置を計画しました。

整理番号 8、申出者は高屋町の株式会社■■■■ 代表取締役 ■■■■さま。変更する土地は高屋町の田 1 1 8 m²、7 6 m²、8 2 m²、8 9 m²の 4 筆合計 3 6 5 m²、変更の目的は駐車場兼資材置場の設置です。

申出事由は、現在住所地に本社を置き、料理教室の経営及び電気工事業を営んでいます。料理教室の生徒用駐車場敷地の不足と現在借りている電気工事用資材置場を返却しなければならなくなったため、隣接地で効率的に利用できる申出地を新たに取得して、駐車場兼資材置場の設置を計画しました。

整理番号 9、申出者は江森町の■■■■さま。変更する土地は江森町の畑 1 3 6 5 m²の内 3 3 0 m²、変更の目的は駐車場の設置です。

申出事由は、現在申出地の隣接地において創作料理店を営んでいます。開業当初の予定より客数が多く、現在の駐車場では不足が生じたため、隣接地である申出地を新たに取得して、駐車場の設置を計画しました。

整理番号 1 0、申出者は一宮市の■■■■株式会社 代表取締役 ■■■■さま。変更する土地は小杵町の畑 3 2 0 m²、8 4 m²の 2 筆合計 4 0 4 m²、変更の目的は太陽光発電設備の設置です。

申出事由は、平成 2 5 年 8 月に太陽光発電システムの販売・設置等を目的とした会社を設立し、江南・一宮・稲沢市内を中心に設置工事をしてきたが、業績も順調なため電力小売事業者として安定した電力を供給できるよう耕作困難な土地を借り受けて、自社による太陽光発電設備の設置を計画しました。

整理番号、下の記号◎印は農振除外江南市基準該当であります。これらの土地の場合は、地元農業委員さんを含む農業委員さん 2 名以上の同意を得た、「承諾書」を添付することになっております。

農用地区域除外の要件に該当していますので、事務局としまして承認できると判断されます。

説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、受付番号 1 0 番の案件につきましては、江南市基準に該当する案件で事前に地区担当の農業委員には全員同意を得ております。各委員から状況を発表していただきます。

岩井委員お願いします。

岩井委員

隣接地 2 件の承諾を得ておりますし、大通りに面した場所であるため、問題ないと思います。

議 長

それでは、この件を含みまして今回の案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

中西委員

整理番号8番について、申出地と異なる本社隣接地を既に資材置場として利用しているようですが、どういうことでしょうか。

事務局

ご指摘のとおり本社隣接地を電気工事業の資材置場として違反転用していますが、今回の申出地を取得するにあたり、違反転用を是正して現況復旧する旨の誓約書を頂いておりますので、宜しく願いいたします。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第44号「江南市農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第5、議案第45号「江南市農業委員会農地利用最適化推進委員が担当する区域の設定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

10ページをお願いします。農業委員会等に関する法律第17条第2項に規定する推進委員が担当する区域を以下のとおり定める。

1 推進委員が担当する区域 江南市全域

これは、推進委員候補者の募集時に必要があるため、法律に基づいて区域を定めるものです。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第45号「江南市農業委員会農地利用最適化推進委員が担当する区域の設定について」を承認決定いたします。

続きまして、日程第6、議案第46号「江南市農業委員会の委員の任命に関する要綱(案)等意見決定について」を議題いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

12ページから19ページにおいては、江南市農業委員会の委員の任命に関する要綱(案)です。

この要綱は江南市が農業委員を任命する手続き等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものです。

20ページから27ページにおいては、江南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の任命に関する要綱(案)です。

この要綱は江南市農業委員会が農地利用最適化推進委員を任命する手続き等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものです。

28ページから29ページにおいては、江南市農業委員候補者等評価委員会設置要綱(案)です。

この要綱は江南市農業委員会の委員の任命に関する要綱第7条及び江南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の任命に関する要綱第7条に基づき求められる候補者の評価を、公平かつ適正に行うために定めるものです。

農業委員・推進委員ともに、「地区推薦」、「団体推薦」、「一般応募」の3つの方法により公募がされますと、江南市に設置された江南市農業委員候補者等評価委員会において評価され、候補者等が決められます。

なお、農業委員の評価にあたっては、認定農業者の過半要件、女性・青年の確保、利害関係の無い中立委員の確保等を評価項目と合わせて総合的に勘案されて評価されます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第46号「江南市農業委員会の委員の任命に関する要綱(案)等意見決定について」を承認決定いたします。

続きまして、日程第7、議案第47号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)意見決定について」を議題いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

本日、別紙で配布しました、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更概要と、議案書の改正前と改正案が記載されている新旧対照表をご覧ください。

この基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法の目的である効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これら農業者の経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずるため、概ね5年ごとに、その後の10年間につき定めることとされています。

江南市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」は、平成6年度に策定し、平成12年度、19年度、22年度、26年度に一部変更を含め見直したものを、今回、平成28年4月に県の「農業経営基盤の強化の基本方針」が平成37年度を目標年度として変更されたことを受け、江南市の「基本構想」についても見直すものであります。

主な変更点としましては、

①効率的かつ安定的な農業経営の目標の変更

平成37年度に向けて農業経営の目標、農業経営基盤の強化の方策及び新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標を修正しました。

②江南市における主要な営農類型の変更

江南市畜産組合の解散及び畜産農家の規模縮小に伴い、営農類型から畜産関係を削除しました。

③農地を所有できる法人の呼称の変更

平成28年4月1日施行の農地法改正で、農地を所有できる法人の呼称の変更があったため、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に変更しま

した。

その他、法改正に伴い関連する語句や情勢の推移により変更すべき記述について、一部修正してあります。

なお、今後の手続きについてですが、来月12月1日までに農業経営基盤強化促進法施行規則第6条第5項に基づき、愛知県知事への協議を実施します。その後、愛知県知事の同意を得て、見直した基本構想の公告縦覧を12月31日までにを行う予定となります。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

沢田委員

畜産農家の規模縮小に伴い、営農類型から畜産関係を削除したとのことですが、市内の畜産農家が廃業したということですか。

事務局

市内の畜産農家は、肉牛及び養豚は既に廃業していますが、乳牛及び養鶏は現在も営農されております。しかし、今後拡大する意向がなく、縮小するということから営農類型から削除したものでございます。

伊藤委員

営農類型の新旧対照表を比較したときに、基幹経営体の経営面積が縮小されているタイプがありますが、規模拡大が求められている時代に何か理由はあるのでしょうか。

事務局

経営面積は縮小されていますが、農業用機械の導入により作業効率を上げている等、愛知県農業改良普及課と相談したうえで実情に即したタイプとしています。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第47号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第8、「諸般の報告」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

51ページ①でございます。受付番号66番から54ページ79番までの14件の届出です。全ての届出につきまして、権利の種類は所有権で、権利を取得した事由としまして相続でございます。

55ページ②でございます。受付番号15番、16番の2件でございます。転用計画としまして、受付番号15番は隣接地と一体利用して住宅を1棟建築した、16番は住宅を1棟建築するものです。

56ページ③でございます。受付番号56番から58ページ62番までの7件の届出です。受付番号56番は、所有権を移転し駐車場として利用するもの、57番から57ページ59番までは、所有権を移転し住宅を建築するもの、60番は、所有権を移転し店舗を建築するもの、58ページ61番は、賃借権で店舗を建築するもの、62番は、所有権を移転し宅地として分譲するものです。

59ページ④でございます。受付番号25番の1件です。願出内容は、願出地の松竹町に居宅が現在あり現況が農地以外であることを証明するものであります。

60ページ⑤でございます。携帯電話無線基地局を設置するため、和田町の畑108㎡の内3.5㎡を賃借するものです。

内容は議案書記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局先決により受理いたしました。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

無いようですので、続きまして、日程第9、「その他」に移ります。事務局何かありますか。

事務局

まず、市民農産物秋の収穫祭についてです。開催式には多数のご参加をいただき誠にありがとうございました。おかげさまで、催しの方も盛況に執り行うことができました。この場を借りましてお礼を申し上げます。

また、天候不順で心配されました農業総合品評会への出品点数も、1,100を超える出品をいただきました。これも農業委員さんの御声掛けが後押しになったものと思います、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

次に、農業新聞・農業者年金の啓発についてです。例年お願いしているものですが、周りの農家さんでまだご利用になられていない方がお見えでしたら、ご案内を宜しくお願いいたします。

最後に、次回の予定は、農振協議会がごございますので午前になりますが、12月21日（水）午前9時30分から場所は市民文化会館 特別会議室でございます。以上です。